

九州工業大学研究活動等不正防止ポリシー

平成26年7月2日

九州工業大学長

九州工業大学（以下、本学という。）は、「技術に堪能なる士君子」の養成という開学時の精神を引き継ぎ、学術の発展に貢献する研究を遂行するとともに、わが国の産業発展のため、品格と創造性を有する人材を育成することを基本理念に大学運営を行っています。

そのため、本学の運営に携わる職員・構成員にも高い倫理観と品格が求められます。

昨今、研究における不正行為、公的研究費の不正使用等が社会でも大きな問題となっています。社会に対する大学の責任及び利害関係者への社会的説明責任を果たすためにも、これら研究活動等の不正防止に関する本学の取組方針として「研究活動等不正防止ポリシー」を宣言し、遵守、推進します。

1. 法令、指針、ガイドラインの遵守

研究活動等不正防止に関する法令、国及び研究費の配分機関等の定める指針、ガイドライン等を遵守します。

2. 最高コンプライアンス責任者（CCO）の配置と不正防止推進部署の設置

研究活動等の不正行為を防止する対策を強力に推進するため、最高コンプライアンス責任者（CCO）を配置するとともに、専任の職員を配した不正防止推進部署を設置します。

3. 研究活動等不正防止のための管理・推進体制の構築

研究活動等の不正行為を防止する管理とその対策を適切に推進するため、既存の管理・推進体制を見直し、より本学の実態にあった実効性の高い体制に再構築します。

4. 各種規程、運用ルールの整備と公表

研究活動等の不正行為の防止に関する規程、運用ルールは最新の法令、指針、ガイドラインに沿って随時見直すとともに、その内容を学内へ周知するだけでなく、学外にも公表し、社会的説明責任を果たします。

5. 不正発見・抑止のためのモニタリング方法の構築と適切な監査の実施

不正発生時の早期発見及び不正の抑止のためのモニタリング方法の検討・構築と、本学の不正防止に関する各種規程や運用ルールに沿って手続きが行われていることを確認する監査を適切に実施します。

6. 職員及び研究者に対する研究活動等不正防止のための研修の実施

職員及び研究者に対し、研究活動等の不正防止に関する規程、運用ルール、研究者倫理等不正防止に必要な研修を実施します。

7. 研究者としての素養をもつ学生の育成

学生に対し、研究に対する姿勢と学術の両面の教育を行い、理工系人材としての品格と資質を併せ持つ学生を育成し、産業界が求める人材を社会に輩出します。

以上